

初年次の外国人留学生における学費等納付金

		外国人留学生 (N1合格者)			外国人留学生 (N2合格者・EJU220点以上取得者)			一般学生 (減免なし)		
		年額	前期 (入学時)	後期 (9月)	年額	前期 (入学時)	後期 (9月)	年額	前期 (入学時)	後期 (9月)
	入 学 金	200,000	200,000	—	200,000	200,000	—	200,000	200,000	—
学 費	授 業 料	600,000	300,000	300,000	700,000	350,000	350,000	800,000	400,000	400,000
	教育充実費	260,000	130,000	130,000	260,000	130,000	130,000	260,000	130,000	130,000
受 託 徴 収 金	学 生 会 費	20,000	20,000		20,000	20,000		20,000	20,000	
	育 友 会 費	40,000	40,000		40,000	40,000		40,000	40,000	
	同 窓 会 費	30,000	30,000	—	30,000	30,000	—	30,000	30,000	—
合 計		1,150,000	720,000	430,000	1,250,000	770,000	480,000	1,350,000	820,000	530,000

注：1 入学金、学生会費、育友会費、同窓会費は、入学時のみ必要です。

2 後期の学費については、入学後の9月に納付の依頼文書を送付します。

3 実習などの特別プログラム等に関する費用は、別途徴収することがあります。

4 教科書代は別途必要です。

※外国人留学生は授業料の減免があります。授業料を減免される者の認定は、入学生については入学を許可された外国人留学生全員とし、在学生については、申請者の学業状況等を勘案して決定します。

※学費の納入は前期(入学時)・後期(9月)の2回ですが、年間4回もしくは6回に分けて納入することも可能です。希望者は入学手続き時に申請してください。

※入学後、日本語能力試験N1・N2に合格した場合、学費変更は次年度から適用となります。